

○内閣府令第 号
厚生労働省

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三
厚生労働大臣 加藤 勝信

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省
労働省 令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(金庫の子会社の範囲等) 第四十五条 「略」 〔2〕6 略〕</p> <p>7 法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>〔一〕六 略〕</p> <p>七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十三条第一項又は第二十五条第一項に規定する認定を受けている会社</p> <p>八 「略」 〔8〕15 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(金庫の子会社の範囲等) 第四十五条 「同上」 〔2〕6 同上〕</p> <p>7 「同上」</p> <p>〔一〕六 同上〕</p> <p>七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第二百一十一条第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社</p> <p>八 「同上」 〔8〕15 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年 月 日）から施行する。